

住宅のかさ上げ等 **最大100万円** に関する工事へ補助します！

～津久見市浸水対策事業補助金～

市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らし続けられるための生活基盤である住宅の安全確保を目的として、自然災害等による浸水被害の軽減を図るために住宅の所有者等が行う宅地のかさ上げ工事等に対して補助します。

1. 補助対象区域

「立地適正化計画に定める居住誘導区域内」にある住家で、下記の①から③のいずれかに該当すること。

- ①過去に内水氾濫による床下床上浸水の被害を受けた実績のある区域
- ②河川洪水ハザードマップに記載されている浸水区域の内、浸水深が0.5m以上の区域にある住家
- ③津波ハザードマップに記載されている浸水区域の内、浸水深が0.5m以上の区域にある住家

「居住誘導区域」、「河川洪水ハザードマップ」、「津波ハザードマップ」は市ホームページで確認できます。



居住誘導区域

← 津久見市防災マップ
○津波ハザードマップ
○河川洪水ハザードマップ

2. 補助対象者

- 宅地の所有者（所有する予定の者を含む）又は、居住者（居住する予定の者を含む）
- 市税等を滞納していない者
- 暴力団又は暴力団員ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有しない者

3. 補助対象経費

補助対象区域内で行う下記の浸水対策事業。

ただし、居室の床面の高さを標準基準高さから50cm以上引き上げる事業。

※建築基準法施行令第22条より、居室の床面の高さは直下の地面から45cmの高さを標準基準高さとする。

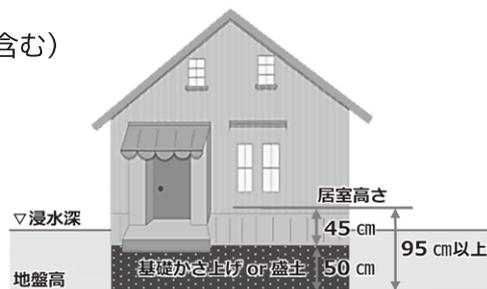
- 住宅の基礎のかさ上げをする工事
- 住宅の敷地の盛土をする工事（盛土に係る擁壁等構造物の築造を含む）

4. 補助率及び補助限度額

補助対象経費に2分の1を掛けた金額（補助限度額は**100万円**）。

算出した補助金額に1万円未満の端数がある場合は切り捨てる。

補助対象経費を他の補助制度と重複させることはできない。



5. 事業スケジュール

【事業認定申込】⇒【審査】⇒【事業認定】⇒【工事】⇒【交付申請】⇒【請求】⇒【支払い】

※事前申込みになりますので、工事着手する前の計画段階でご相談ください。

◆申込み・問い合わせ◆

津久見市役所 まちづくり課 都市計画班 TEL 0972-82-9515

ホームページ <http://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/12/26740.html>

提出書類や各種様式等については市ホームページをご確認ください。

